

・第4編

津波災害対策編

◆第1章 津波災害予防計画

〈津波災害対策編の使用方法〉

地震災害は、突発的な地盤の震動により、家屋の倒壊、道路の寸断等の災害が発生する。一方、津波災害は、地震の発生とその規模等により、大きな津波が押し寄せ、地震災害と同様の様々な災害が発生する。したがって、災害対策面から見る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階で取り組むべき施策内容は、地震災害と津波災害では総体的に同様である。

そこで、本編では各節ごとの施策内容等については省略した。ただし、発災時の利用に供するため、地震災害対策編と津波災害対策編を比較して、津波災害対策独特の施策内容の節のみ、本編に登載した。

なお、省略した津波災害対策の節については、地震災害対策編中の表記、例えば、「地震」を「津波」に、「耐震性」を「津波に対する安全性」などに読み替えて使用する。

津波災害に強い住民の育成

町は、県及び防災関係機関等と連携し、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や住民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、町や関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、住民一人ひとりが津波に対する心構えを持ち、津波発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。

第1節 防災知識の普及

環境安全課 総務課 企画情報課
学校教育課

津波災害対策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った津波に強い住民の育成に努める。

なお、町は、住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

1 津波ハザードマップの作成、周知

町は、県の示す津波浸水想定区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。

2 職員に対する防災教育

津波発生時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な活動を期すため、職員に対して、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

ア 講習会、研修会等の実施

- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 津波災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 町地域防災計画及びこれに伴う防災体制と各自の任務分担
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 地域の地震・津波災害等の危険度
- カ その他津波対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の津波災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等についても、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取組みを進める。

- (1) 大規模津波災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、町、その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット、津波ハザードマップ等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、津波でんでんこ等、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に津波災害が発生した場合の避難の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 要配慮者に対する配慮
 - カ 地域の地震・津波災害等の危険度
 - キ その他津波対策に必要な事項

4 住民に対する防災知識の普及

津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、わかりやすい防災情報の発信に努めるとともに、あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

(1) 普及の方法

- ア 生涯学習教育を通じての普及
教育内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施して、津波

防災上必要な知識の普及を行う。

イ 広報媒体等による普及

- (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及
- (イ) 新聞、雑誌による普及
- (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及
- (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及
- (オ) 広報車の巡回による普及
- (カ) 図画、作文等の募集による普及
- (キ) 講演会や実地研修等の開催による普及
- (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及
- (ケ) 津波ハザードマップの活用による普及
- (コ) 自動車運転免許の取得時及び更新時の活用による普及
- (サ) 避難看板の設置による普及
- (シ) 各地域の標高や想定される津波高、津波到達予想時間の表示等による普及

ウ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

- ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 津波警報や避難指示等の意味と内容
- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 避難指示の発令時に住民及び事業者等のとるべき措置（別表参照）
- カ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- キ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- ク 自主防災組織の活動
- ケ 地域の地震・津波災害等の危険度
- コ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- シ その他津波対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

町は、その所管する事項について、住民の津波対策の相談に積極的に応ずるとともに、防災意識を把握するため、住民に津波対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

町及び住民は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化の伝承に努める。具体的な施策については、第3編第1章第1節「防災知識の普及」に準ずる。

7 住民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。具体的な施策については、第3編第1章第1節「防災知識の普及」に準ずる。

別 表

1 住民のとるべき措置

平 常 時 の 心 得	<p>○日ごろから出火の防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	<p>○消火用具を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器等を備え、日ごろから点検し、いつでも使用できる場所に設置
	<p>○住宅の耐震性を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強
	<p>○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置
	<p>○ブロック塀等の点検補修をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置
	<p>○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油
	<p>○家族で次の対応措置を話し合っておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認 <p>○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</p> <p>○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。</p>
	<p>○地域等の防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。</p> <p>○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。</p> <p>○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。</p>
<p>○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。</p> <p>○地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によ</p>	

<p>一般 津波発生</p>	<p>っては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。 ○自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
<p>時の心得 船舶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外退避を行う。 ○地震を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。 ○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。 ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2 事業者等のとるべき措置

事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

<p>平 常 時 の 心 得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災体制の確立を図る。 ○情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○損害保険への加入など資金の確保を図る。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。
<p>津 波 発 生 時 の 心 得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、住民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。

第2節 自主防災組織の育成

津波の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。町は、住民及び事業所等自らが避難行動、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

1 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

現在、本町においては、保育所ごとに組織された幼年消防クラブ2組織（南部・中央）、自主防災組織21組織（今浜・北川尻・麦生・敷波・出浜・上田・小川・子浦（久保町）・竹生野・柳瀬・荻谷・敷浪・正友・新宮・坪山・荻島・宿・杉野屋・宝達・御館・聖川）、自警団4組織（紺屋町・荻市・石坂・走入）が防災組織として活動しているが、更に組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。その際、防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、石川県自主防災組織リーダー育成講座などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び津波発生時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、町は、県と連携し、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集伝達体制の確立 ○津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○火気使用設備器具等の点検 ○防災資機材の備蓄及び管理 ○地域における避難行動要支援者の把握 ○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立 ○避難路の危険箇所のチェックを含めた維持管理
津波発生時	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難指示の伝達 ○救出救護の実施及び協力

	<ul style="list-style-type: none"> ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難活動への支援
--	--

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、津波等の災害時には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、町と連携しながら寝たきりや独り暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

(4) 漁業地域における関係機関等との連携

自主防災組織は、漁港・港湾管理者や漁業協同組合等と連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方などの地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取組みを推進する。

2 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具にしても、貯蔵又は取り扱う危険物にしても質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する文化施設、大型店等にあつては、津波発生時のパニック等による被害も予想される。

このため町は、事業所に対し次の事項について、それぞれの事業所の実情に応じて指導する。

- (1) 町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。
- (2) 自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、津波被害の軽減、防止に努める。

節	節名	地震災害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第3節	防災ボランティアの活動環境の整備	510	「第3編 地震災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」を「津波」に ●「耐震性」を「津波に対する安全性」に
第4節	防災訓練の充実	512	
＜津波災害に備える強い組織体制づくり＞			
第5節	防災体制の整備	514	
第6節	通信施設災害予防	518	
第7節	消防力の充実、強化	532	
第8節	水害予防	536	

第9節 避難体制の整備

環境安全課 総務課 企画情報課
 学校教育課 健康福祉課

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、区、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

具体的な施策については、次に定めるもののほか、第3編第1章第9節「避難体制の整備」に準ずる。

1 避難路の指定

町は、次の事項に留意し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮の工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震に揺れによる段差の発生、低地や河川沿いでの液状化や噴砂、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

- (1) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。
- (2) 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (3) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

- (4) 津波や浸水の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量が少ない道路であること。
- (6) 冬季の積雪時や夜間でも安全に通行できること。

2 避難指示の判断基準の策定等

- (1) 町長は、避難指示の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、町は、町長不在時における発災に備え、避難指示発令に係る代理規程を整備する。
- (2) 町は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

3 津波避難ビルの指定等

町は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。

その際、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

4 避難誘導標識等の設置

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをわかりやすい場所に表示することや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」を示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、区、自主防災組織等を通じて住民等にわかりやすく示すよう留意する。

誘導標識については、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

5 避難誘導体制

- (1) 町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る（資料14-2参照）。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル・避

難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

- (2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

- (3) 町は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
- (4) 町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。
- (5) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。
- (6) 町は、要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

節	節名	地震災害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第10節	要配慮者対策	542	「第3編 地震災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」を「津波」に ●「耐震性」を「津波に対する安全性」に
第11節	緊急輸送体制の整備	546	
第12節	医療体制の整備	561	
第13節	健康管理活動体制の整備	563	
第14節	こころのケア体制の整備	564	
第15節	食料及び生活必需品等の確保	565	
第16節	積雪・寒冷対策	566	
＜津波災害に強い町土づくり＞			
第17節	建築物等災害予防	568	
第18節	公共施設災害予防	571	
第19節	危険物等災害予防	578	

第2章

津波災害応急対策計画

第1節 初動体制の確立

全 課

町長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、津波災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。県が被災情報の共有化を図るため、町役場内に県現地対策本部を設置したときは、合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

また、津波災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、広域応援体制を確立する。なお、津波発生時の配備体制については以下のとおりである。

配備体制及び職員の動員基準等

	配 備 体 制	基 準	動員対象職員
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制 (危機管理監兼環境安全課長が判断)	町域（石川県能登）に津波注意報が発表されたとき。	防災担当課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制 (環境安全課職員)
	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制 (危機管理監兼環境安全課長が判断)	町域（石川県能登）に津波警報が発表されたとき。	上記の配備を強化し、災害対策本部の設置に備える体制 (環境安全課、総務課、地域整備課、農林水産課職員) ※危機管理監兼環境安全課長の判断により上記以外の課職員を動員する場合がある。
災害対策本部設置後	災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 町域（石川県能登）に大津波警報が発表されたとき。 町域に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれのあるとき。 町域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 町域に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 	原則として全職員 ただし、災害対策本部長が災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りでない。

第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発令

統括調整部 総務部

大津波警報・津波警報・注意報の発表時又は津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関との有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

1 警報・注意報等の種類、発表基準等

町は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解した上で、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。

(1) 津波警報等の種類及び発表基準等

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い)
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	

				標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

(ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	<p>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</p> <p>沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表。</p> <p>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

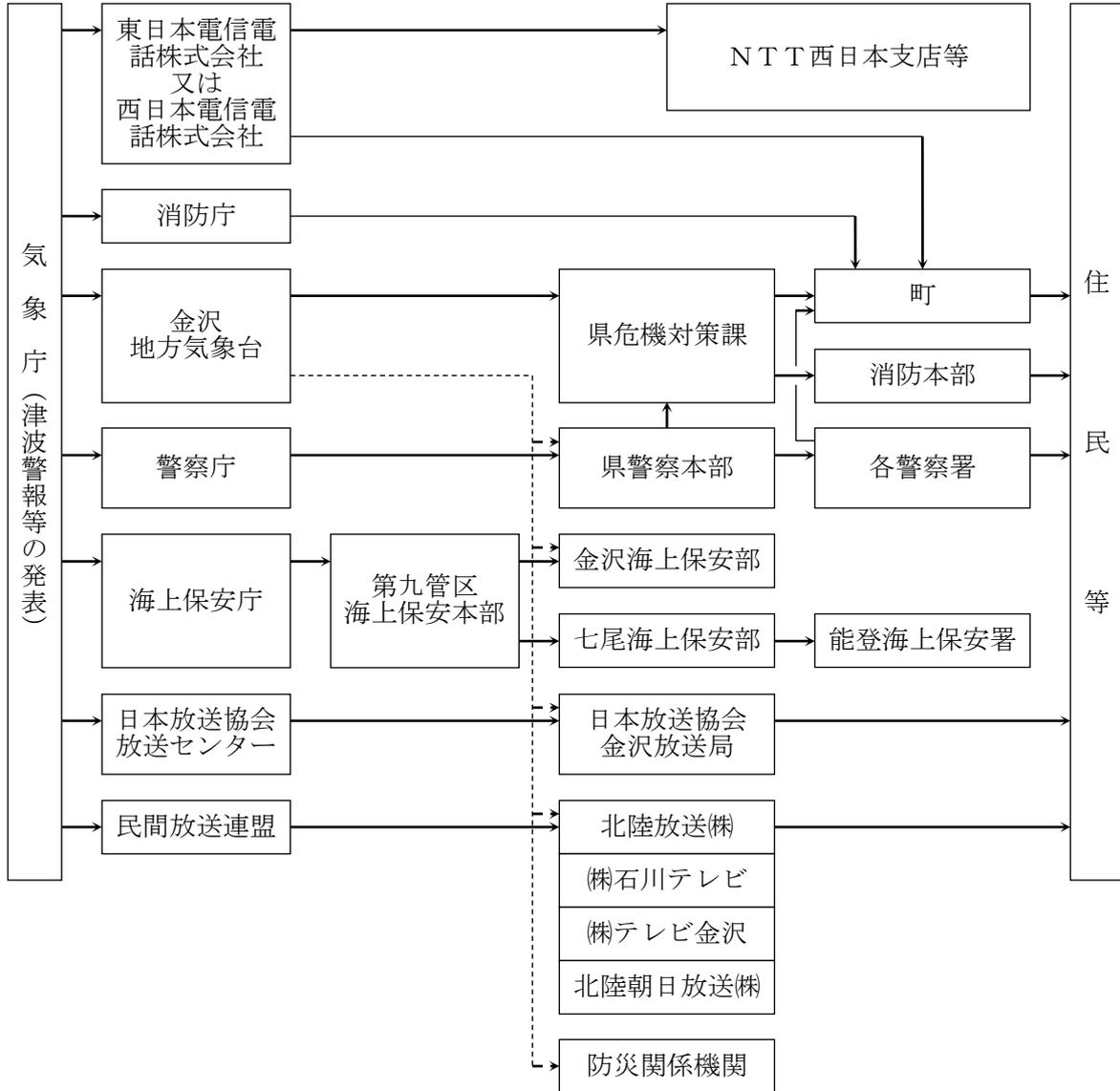
	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波警報等の伝達

(1) 津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

津波警報等伝達系統図



(2) 町が行う住民等への伝達

町は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。

また、伝達にあたっては、地域住民等に対して、防災行政無線、ホームページ、ケーブルテレビ、安心ほっとメール、SNS、インターネット、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車等あらゆる手段の活用を図る。

なお、町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

(3) 津波警報等の標識

標識の種類	標 識	
	サイレン音	鐘 音
津波注意報標識	<p>(約10秒) (約2秒)</p>	<p>(3点と2点の斑打)</p>
大津波警報標識	<p>(約3秒) (約2秒) (短声連点)</p>	<p>(連点)</p>
津波警報標識	<p>(約5秒) (約6秒)</p>	<p>(2点)</p>
津波警報及び 津波注意報 解除標識	<p>(約10秒) (約3秒)</p> <p>(約1分)</p>	<p>(1点2個と2点の斑打)</p>

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

3 津波災害発生直前の対策

(1) 安全な避難誘導

町は、大津波警報、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

また、町は、大津波警報、津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。

(2) 緊急対策

町は、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、避難行動要支援者の避難を支援するなどの緊急対策を行う。

(3) 津波潮位の監視

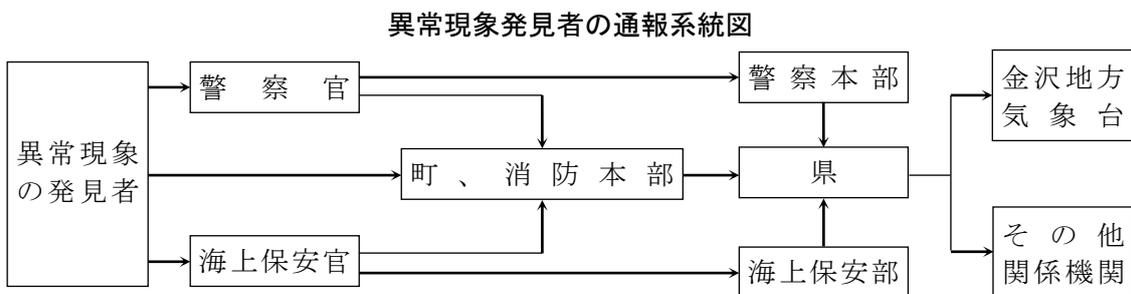
ア 津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

イ 町は、災害時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

4 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに町、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合において、町及び消防本部が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは町を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台、その他関係機関に通報する。



節	節名	地震災害対策編 参照ページ	各節の使用法
第3節	災害情報の収集・伝達	609	「第3編 地震災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」を「津波」に ●「耐震性」を「津波に対する安全性」に
第4節	通信手段の確保	631	
第5節	消防防災ヘリコプターの活用等	634	
第6節	災害広報	636	
第7節	消防活動	638	
第8節	自衛隊の災害派遣	641	
第9節	避難誘導等	646	
第10節	要配慮者の安全確保	652	
第11節	災害医療及び救急医療	654	
第12節	健康管理活動	656	
第13節	救助・救急活動	657	
第14節	水防活動	658	
第15節	災害救助法の適用	659	
第16節	交通確保対策	671	
第17節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	674	
第18節	危険物の応急対策	676	
第19節	ライフライン施設の応急対策	678	
第20節	公共土木施設等の応急対策	680	
第21節	給水活動	682	
第22節	食料の供給	701	
第23節	生活必需品の供給	703	
第24節	障害物の除去	705	
第25節	輸送手段の確保	707	
第26節	こころのケア活動	709	
第27節	防疫、保健衛生活動	710	
第28節	ボランティア活動の支援	712	
第29節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	714	
第30節	住宅の応急対策	717	
第31節	文教対策	721	

第3章

復旧・復興計画

節	節名	地震災害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節	公共施設災害の復旧	761	「第3編 地震災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」を「津波」に ●「耐震性」を「津波に対する安全性」に
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	763	
第3節	被災者への支援	765	
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	767	
第5節	災害義援金及び義援物資の配分	769	
第6節	復興計画	770	